

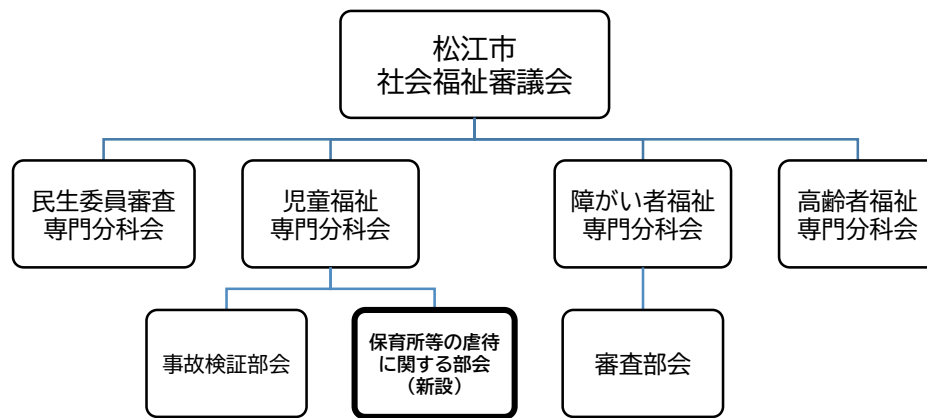
松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会「保育所等の虐待に関する部会」の設置について

松江市こども政策課

1. 設置の背景

- ・ 改正児童福祉法の施行（令和 7 年 10 月 1 日）により、保育所等の職員による虐待についての通報が義務付けられた。
- ・ 通報をされた場合、該当施設・事業の所管行政庁は事実確認や保育所等への指導等の措置を講じるとともに、児童福祉審議会へ報告をしなければならない。

【松江市社会福祉審議会組織図】



2. 担任する事務

- (1) 保育所等での虐待事案の検証結果及び措置内容の報告
- (2) 報告事案に関する意見具申
- (3) その他虐待の防止及び発生時の対応等に関する助言

3. 委員

- ・ 部会長…島根県立大学教授
- ・ 委 員…児童福祉専門分科会委員 2 名
 - 弁護士 1 名
 - 医師 1 名
 - 保育士 1 名

4. 開催頻度

- ・ 年 2 回程度：6 月、2 月（通常の児童福祉専門分科会開催月である 7 月、3 月の前月）
 - ※報告案件がない場合は、開催しない想定
 - ※重大案件等があった際は、上記以外の時期に臨時開催の可能性あり
- ・ 初回開催日は、令和 8 年 9 月 24 日（木）の予定